

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準備書面 13

(被告国準備書面(4)に対する反論のうち
第2・3項、4項及び5項に対するもの)

2025年9月19日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

本準備書面では、被告国の準備書面(4)第2における主張のうち、「3 元警察官を名乗る者らへの聴取報告書について」(同21頁以下)、「4 甲第35号証(人種差別的な職務質問に関するアンケート調査の結果)、甲第36号証(聴取報告書)及び甲第37号証(陳述書)は、「本件運用」の存在を裏付けるものではないこと」(同22頁以下)、及び「5 甲第38号証(ハフポストの記事)及び甲第39号証(ニューヨークタイムズの記事)は「本件運用」の存在を裏付けるものではないこと」(同24頁)における主張に対し、反論を行う。

はじめに ーやはり些末な批判に終始していることー

原告らは、準備書面6、7で、上記大規模比較調査(甲25)、元警察官の聴取報告書(甲31～34)、アンケート調査(甲35)、聴取報告書や陳述書(甲36、37)、ジャーナリストによる記事(甲38、39)によって、複数の証拠から本件運用が存在することが多角的に裏付けられることを明らかにした。

これに対し被告国は、なんら自ら調査を尽くさずに、これらを分断した上で、各証拠が信用できないなどと批判に終始する点で、準備書面12で言及した大規模比較調査に対する態度と同じである。

インターネットを使った大規模モニター調査、元警察官の聴取報告書という内部関係者の供述、レイシャル・プロファイリングを受けた者の個別経験、第三者であるジャーナリストによる報道記事という、性質の異なる証拠がいずれも本件運用の存在を指し示しているという総合的・帰納的な評価を敢えて行わず、個々の証拠の些末な点をあげつらう点で、被告国は調査義務を果たさないどころか、合理的評価すらも放棄し、現実から目を背けていると言わざるを得ない。

以下、詳述する。

第1 被告は必要な調査をせずに否認していること

被告国は、原告らが提出した元警察官の聴取報告書（甲31・32）について、その証言主体が元警察官であることやその真実性についても争うようである。原告弁護団により実施されたオンラインアンケート（甲35）についても同様にその信用性を争い「当該アンケートの記載に係る事実が存在したと認めることができない」と述べる。

しかし、甲31・32の聴取は、原告代理人弁護士が対象者に直接聴取した内容であり、その内容の詳細さや具体性からしてもそれが元警察官による証言であることは相当の確度を持つことである。それにも関わらず、その人物が具体的に誰か特定できないという理由のみで否認するのは不当である。甲31の証言の中には、

「タル」と呼ばれる制度があり、これが外国ルーツを持つ人たちへの職務質問を動機付けたことが具体的に述べられているが、被告国はこのような慣行の存在の有無について愛知県警察に確認や、調査の指示をしたのであろうか。何らかの調査をした上で否定するのであれば準備書面にもそのように書かれているであろうが、そうではない。つまり、人種差別的な職務質問が行われているというこれだけの証言がありながら、被告国にはその実態を究明するつもりがないのである。そして、このような証言について単に否定することで無視しようとするのである。

甲35のオンラインアンケートについても同様である。被告国は、時期や場所が特定されていない、回答者が匿名、自身の経験か不明などといった理由を並べて

「記載内容が真実か否かを確認しようがない」と論難する。しかし、甲35には例えば、ローリン・ウッドフォードさんの回答にある3度の職務質問（10ページ以

下)、ウォーラー・カミさんの回答にある千葉県松戸市での職務質問（29ページ、31ページ）、アレクサンダー・ナバロさんの回答にある名古屋市守山区での職務質問（33ページ以下）、アントニー・フォレズさんの回答にある大阪府高槻市での職務質問（41ページ以下）、アルフォンゾ・J・デービス・ジュニアさんの回答にある西国分寺駅構内での職務質問（46ページ以下）など、人物も日時も場所も特定されている職務質問の経験が幾つも含まれている。

本件原告らにつき、被告東京都や被告愛知県が実際に特定してその職務質問について担当した警察官らに確認したように、被告国は、職務質問を行ったであろう警察に調査させることでこれら実際の職務質問の有無や状況を調査・確認できるはずである。しかし被告国はそのような調査・確認をしたのであろうか。準備書面の記載からは、一部アンケートに特定できない情報が含まれていることを理由として、何らの調査も行っていないように思われる。被告国は、これだけの証言がありながら、自らの調査義務を果たさず、単に原告の立証が不十分だと批判するのみである。被告国のこの問題に対する不誠実さ、自らの義務を無視する態度はここに顕著である。

第2 ノルマ制度は本件運用を推進すること

被告国は、甲31で述べられている「タル」というノルマ制度は、職務質問を通じた検挙件数のことを指すのであるから、「外国人に対して見た目だけで職務質問を目的とする運用とは関係がない」などと述べる。

しかし、甲31だけでなく甲32の他の元警察官の証言にも触れられているこのノルマ制度の存在が、不審事由の有無にかかわらず点数獲得のために警察官が職務質問を実施する動機となること、さらに検挙数を達成するために、在留資格の有無

が常に問題となりうる外国人を多く職務質問することにつながるということは十分に合理的である。

準備書面14において紹介するアメリカ合衆国連邦地裁のフロイド事件判決（甲81和訳・17頁）においては、まさに警察の職務質問に関するノルマ制度が存在するにもかかわらず、問題のある職務質問に対するチェックシステムがないことが人種差別的職務質問の横行を許す原因となったと断じられている。

ノルマ制度の存在と、本件運用には関連性がないというのは、同証言の文脈やノルマ制度が必然的にもたらす効果をあえて無視する不合理な反論である。

第3 個別事案の集積は本件運用を推認させること

被告国は、前記元警察官が行っていた外国人に対する集中的な職務質問や、上司から「外国人は積極的に職質しろよ」という指示を受けていたことに対して、「個別」の問題であって運用とは関係ないと反論したり、オンラインアンケートの回答に対しても、新聞社が行った329人を対象とした調査（甲38）や、複数人からの取材を元に書かれた記事（甲39）についても、いずれも「個別の事例」であるとして、本件運用の存在を裏付けないと強弁する。

被告国はよもや帰納的証明について知らないわけではなかろうが、多くの個別事案の存在は運用の存在を推認させることは当然である。被告国は何件の事例があれば、そうした運用が存在する可能性があり、個別事例に留まらない、と言うのであろうか。これだけ多くの外国ルーツの人たちが日常的に差別的な職務質問を受け、傷付き、屈辱を与えられ、時間を奪われているという訴えがあり、元警察官による

そうした職務質問を実施するよう指導されてきたという証言があるにも関わらず、それを確認も調査もせず、それらは全て「個別」事案であるから関係ないと否認することは不誠実である。このような答弁自体が人種差別撤廃条約に基づく国の義務違反と自浄作用のなさ、また司法による介入の必要性を示している。

第4 結語

以上のように、原告による本件運用の立証に対して被告国の反論は、本件調査（大規模比較調査）に対するものと同様に、自ら法的義務を有する調査義務に反し、何らその実態を確認しようとしないうまま原告らの立証の形式面や細部について論難するだけの不誠実なものである。その運用の存在を実体的に否定する有効な反論とは言えない。本件運用の存在は優に認められる。

以上